



▶ 新型コロナウイルス感染症対策費補助金（申請忘れていませんか!）



「八百津町新型コロナウイルス感染症対策費補助金」公募について

八百津町では、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図るとともに、事業者の経営支援に資することを目的に、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策等を実施する町内事業者に対し、当該感染症拡大防止対策に要した経費の一部を補助します。

1. 対象事業者

- ①八百津町内に店舗・事業所があること
- ②次に掲げる感染症拡大防止対策を実施した事業者
 - (1) 容器、割り箸、おしぼり、その他の飲食物の持ち帰りに関する物品の購入
 - (2) のぼり、チラシ、ホームページなどによる飲食物の持ち帰りに関する広告の作成
 - (3) 事業所における隔離確保のためのつい立て、床サイン等の設置
 - (4) 客席用の換気設備（厨房用のものを除く）の新設又は増設
 - (5) 消毒液、ビニール手袋、体温計、その他の衛生用品の購入（マスクは対象外です）
- ③八百津町税等の滞納がないこと（納税猶予の措置がなされている場合を除く）

2. 対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日までに支払いが完了したものとします。

3. 補助金の額

期間内に支払を完了した補助対象事業に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の額。但し、限度額は1事所（1法人又は個人事業主）あたり5万円とし、他の補助制度により助成を受けた額を除きます。

4. 申請書類・方法

補助金の申請には、下記の補助金交付申請書及び添付書類が必要になります。

☞八百津町新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付申請書兼請求書

☞添付書類

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策に係る物品若しくは設備の品名（規格）及び購入若しくは施行日が記載された領収書の写し又は支払証拠書類
- ②取付状況写真・作成チラシの写し等
- ③その他町長が必要と認める書類

5. 申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月1日（月）

6. その他

新型コロナウイルス感染防止ステッカーの申請がお済みでない方は、あわせて申し込みください。

7. 申請窓口

八百津町役場 地域振興課 商工振興係 電話 0574-43-2111（内線2255）



事業承継支援のご案内

相談料
無料
秘密厳守



【事業承継対策は早めの取り組みが大切です！】

金融機関や商工会・商工会議所等の事業承継ネットワーク支援機関が事業承継の準備に向けた相談に対応します。
必要に応じて、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士などの事業承継のプロが無料でアドバイスします。

【こんなお悩みありませんか？】

- ・何から始めたらいいかわからない
- ・第三者に事業を譲りたい
- ・後継者がいない。どうしたら…
- ・事業承継の計画を立てたい
- ・相続税、贈与税について相談したい
- ・連帯保証人を解除したい

お気軽に商工会へご相談ください！

令和2年分 申告に向けて！

「控除証明書等を保管ください！」

確定申告には、各種控除証明書等が必要になります。
各種控除証明書等が届く時期となりました。
必要と思われる証明書などは、必ず保管ください。
※生命保険料控除証明書、火災（地震）保険料控除証明書
小規模企業共済掛金控除証明書 など

令和2年分 共済掛金払込証明書		
契約者	サンプル氏名 様 (イメージ)	
被保険者	サンプル氏名 様 (イメージ)	
契約書	《たすけあい》	
契約番号	444444447	契約締結日 2019年11月30日
払込方法	月払	共済期間 1年間
掛金額	1,000円	保障内容 生命共済
新制度		
	一般の生命保険料控除	介護医療掛料控除
6月までの共済掛金	312円	5,526円
本年払込予定金額 (A)	624円	11,052円
本年控除額 (B)	129円	2,277円
甲額 (A) - (B)	495円	8,775円

商工会の福祉共済のご案内

商工会会員の皆さまだけが加入できる特別な制度です！
会員とその家族、会員の従業員とその家族がご加入いただけます

国内外24時間補償！
仕事中からプライベートまで

商工会組織全体の自家共済であることが最大の特長です！
★会員の皆様のメリットを考慮して、機動的な制度設計を行っています
★申込みからお支払いまで一貫して商工会が行いますので、募集・事務コストを最小限に抑えて、できる限り制度充実に利用しています
★掛捨てですが、合理的な掛金設定になっています

掛金・共済金は年齢・性別・職種に関係なく一律！
シニアプラン、ライトプランは補償金額が異なります

最高2億円の個人賠償責任保険+熱中症の補償が7割さらさらパワーアップ！
しかも掛金はそのまま！

スピーディーな共済金支払い！
入院のみで10万円以下の請求額の場合は、領収書（コピー可）があれば診断書を省略できるケースがあります！

全ての手続きが商工会で出来るので便利です！

13万人以上の皆様にご利用いただいています！

ニーズに合わせて必要保障額に応じて加入プランをご検討いただけます！

2000円プラン
3000円プラン
4000円プラン

シニアプラン
ライトプラン

新型コロナ感染症対策施策

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料（税）が減免となります。

【保険料（税）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険料（税）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険料（税）の一部を減額

※保険料（税）が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料（税）の減免額は、
減免対象保険料（税）額（ $A \times B/C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料（税）額（ $A \times B/C$ ）	前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）
A:世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額	300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	400万円以下の場合 : 10分の8
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料（税）の全部を免除。

お問い合わせ先：八百津町役場 町民課 国民健康保険係
電話 0574-43-2111（内線:2114）

岐阜県最低賃金改正

「岐阜県最低賃金が改正されました！」

岐阜県の最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、1時間あたりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

詳しくは、岐阜県労働局基準部賃金室

TEL 058-245-8104 まで



接客マナー！

「おもてなしの心で接客しましょう！」

この時期、多くのお客さまが町内外からお見えになります。

お客さまに対する接客、今一度振り返ってみましょう！

◎お客さまに対する心掛け

1. 接客しながらも要望を察する
2. 感謝をもって丁寧な接客をする
3. 常に笑顔での接客を意識する
4. 正しく丁寧な言葉遣いで接客する
5. 接客のプロという意識を持つ など

”おもてなしの心”を持って、お客さまに接しましょう！



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

HP : <http://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>